

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	鶴見工場2号排ガス循環用送風機修繕	機械器具設置工事	鶴見工場	日立造船(株)	656,700	令和5年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
2	西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	40,700,000	令和5年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
3	北港処分地 廃水処理施設整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	(株)タクマ	7,370,000	令和5年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
4	舞洲工場ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	45,815,000	令和5年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K6, K9
5	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	メタウォーター(株)	22,000,000	令和5年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
6	八尾工場じん芥クレーンバケットNo. 2修繕	機械器具設置工事	八尾工場	(株)福島製作所	1,999,690	令和5年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2号排ガス循環用送風機修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の焼却設備の主要設備である通風設備の排ガス循環用送風機に不具合が生じたため修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場から生ずる浸出水を公共用水域等へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであることに加え、本整備工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本整備工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況である。

廃水浄化設備は、(株)栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)栗本鐵工所であるが、現在、(株)栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社(株)クリモテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター(株)へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設管理課（電話番号06-6630-3353）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場じん芥クレーンバケット No.2 修繕

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)